

赤穂市感震ブレーカー設置助成について

1 補助額（修理、点検や配送料は対象外）

- (1) 既築：購入・設置費用の 1/2（上限 5 万円）
- (2) 新築：購入・設置費用（上限 1 万円）

2 申請条件

- ☐ 対象地区（防災再開発促進地区内（裏面記載））の建物
- ☐ 分電盤タイプ（医療機器を使用している等、特別な場合はコンセントタイプ可）
- ☐ 日本配線システム工業会の規格（販売店に確認ください）

3 必要書類

写)：写し ※)：HP よりダウンロード又は窓口で配布の用紙に記入。

(1) 申請時

- ※) 申請書（様式第 1 号）
- 写) 対象地区かつ所有者と分かる書類（例：固定資産税の課税明細書）
- 写) 設置場所の写真又は図面
- 写) 感震ブレーカーの規格及び経費が分かる書類（例：見積もり書）
- 写) 本人確認書類（例：運転免許証や個人番号カードの両面の写し）

(2) （設置後、申請内容に変更があれば）変更申請

- ※) 変更申請書（様式第 3 号）
- 写) 変更後の補助対象経費が確認できる書類（例：領収書）

(3) 実績報告時

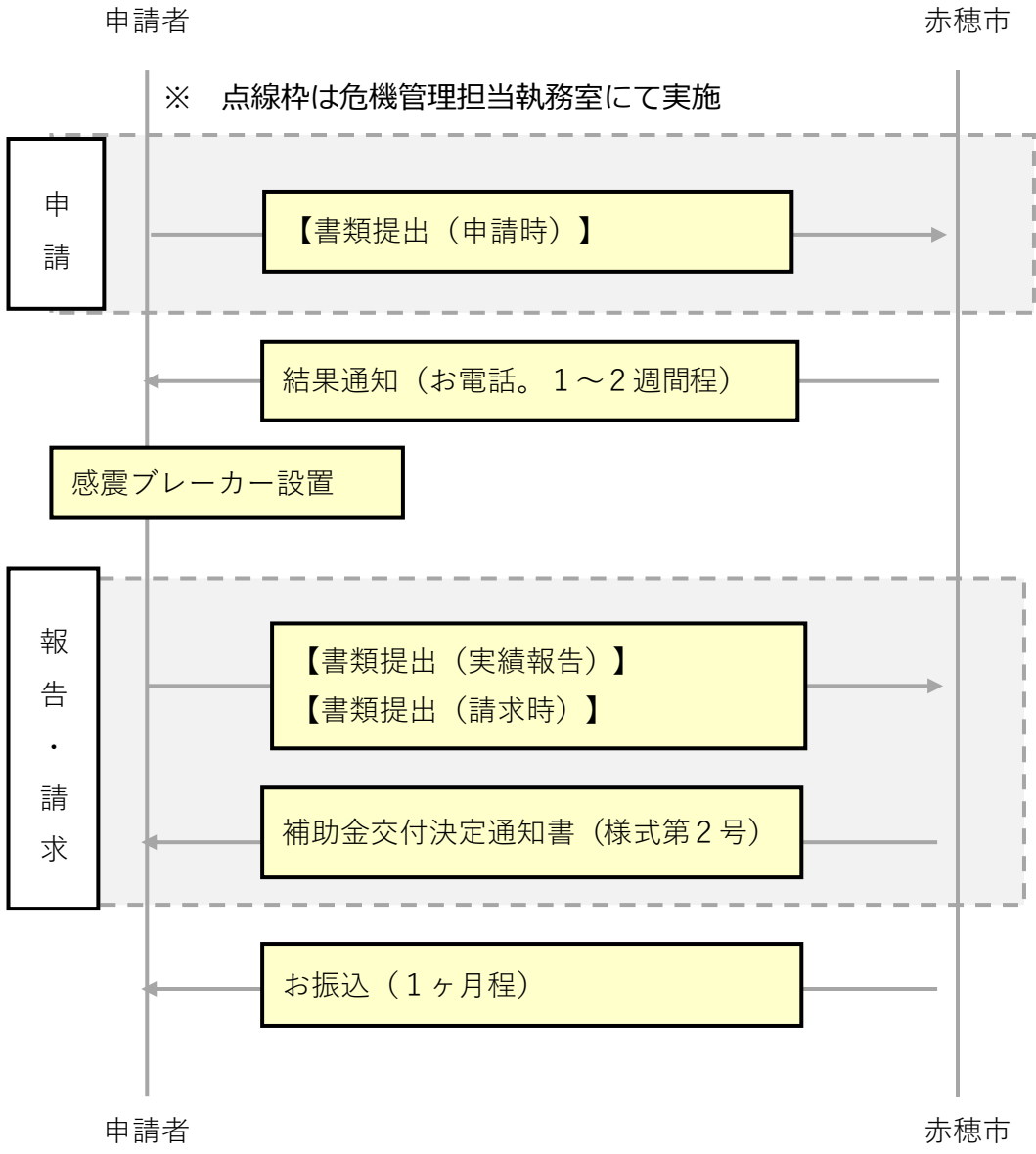
- ※) 実績報書（様式第 5 号）
- 写) 感震ブレーカーを設置したことが確認できる書類（例：写真）
- 写) 購入を証明する書類（例：領収書）

(4) 請求時

- ※) 補助金請求書（様式第 3 号）
- 写) 通帳（見開き 1 ページ目の口座番号や名義が記載されている箇所）

（申請の流れと対象地区は裏面をご覧ください）

■ 手続きの流れ



塩屋地区



尾崎地区

